

第 1 審査会の結論

- 1 名古屋市長（以下「実施機関」という。）の行った非公開決定のうち、家庭裁判所からの家事審判規則（昭和22年最高裁判所規則第15号）による調査嘱託に係る文書を特定した部分は誤りなので、当該部分を取り消すべきである。
- 2 実施機関の行った非公開決定のうち、家事審判規則による調査嘱託に係る文書以外に、実施機関が特定した行政文書を非公開とした決定は妥当である。
- 3 異議申立人の公開請求に対して、審判結果通知及び少年保護事件記録を異議申立人の公開請求に係る行政文書として追加特定し、改めて、非公開決定をすべきである。

第 2 異議申立てに至る経過

- 1 平成19年12月17日、異議申立人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、児童相談所における次に掲げる文書の公開請求を行った。
 - (1) 自閉症と診断された者の児童記録票のファイルの表紙（以下「本件公開請求①」という。）
 - (2) 少年院に在院する者の非行に関する文書（以下「本件公開請求②」という。）
 - (3) 少年の非行に関し、家庭裁判所へ送付した文書（以下「本件公開請求③」という。）
 - (4) 少年の非行に関し、家庭裁判所から入手した文書（以下「本件公開請求④」という。）
- 2 平成20年 1月30日、実施機関は、上記の公開請求に対して、本件公開請求②については、請求の対象となる行政文書を入手しておらず、存在しないことを理由として、また、本件公開請求①、本件公開請求③及び本件公開請求④については、次のとおり非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。

請求	特定した行政文書	左の行政文書の具体的名称	非公開事由
----	----------	--------------	-------

本件公開 請求①	児童記録の表紙		条例第 7条第 1項第 1号に該当（自閉症と診断された児童の診断結果は、当該児童の児童記録に保管している個人情報で、その児童記録の表紙には氏名、生年月日、ケース番号が記載され、診断結果、経過一覧などの文書と一体となって児童記録を構成している。したがって、児童記録の表紙は、特定の個人が識別できるもののうち、通常他人に知られたくないものと認められるため。）
本件公開 請求③	児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第 27条第 1項第 4号、同第27条の 3に規定する家庭裁判所への送付文書	送致書	条例第 7条第 1項第 1号に該当（児童記録の表紙と同様の理由から、条例第 7条第 1項第 1号に該当する。）
本件公開 請求④	家庭裁判所からの家事審判規則による調査嘱託に係る文書	嘱託書	条例第 7条第 1項第 1号に該当（児童記録の表紙と同様の理由から、条例第 7条第 1項第 1号に該当する。）
	少年法（昭和23年法律第 168号）に規定する援助依頼に係る文書	援助依頼書 援助依頼回答書	

- 3 同年 2月 7日、異議申立人は、本件処分のうち上記 2で特定した行政文書を非公開とした処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件処分のうち上記第 2、2で特定した行政文書を非公開とした処分を取り消す、との決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

条例第 7条第 1項第 1号に該当しない。

人数を知りたいので、氏名、生年月日、ケース番号は非公開にして表紙を公開していただきたい。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

1 自閉症と診断された児童の診断結果は、当該児童の児童記録に保管している個人情報で、その児童記録の表紙には氏名、生年月日及びケース番号が記載され、診断結果、経過一覧などの文書と一体となって児童記録を構成している。

したがって、請求に係る行政文書は、特定の個人を識別することができるもののうち通常他人に知られたくないと認められるものである。

2 少年非行に関し、家庭裁判所へ送付した文書及び家庭裁判所から入手した文書については、それぞれ特定個人を識別できるもののうち、通常他人に知られたくないものと認められる。

第 5 審査会の判断

1 争点

以下の 2点が争点となっている。

(1) 実施機関が特定した文書は、異議申立人の公開請求に係る行政文書として妥当か否か。

(2) 本件異議申立ての対象となる行政文書として特定した文書が、条例第 7条第 1項第 1号に該当するか否か。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の

保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 文書特定の妥当性について

(1) 実施機関の行った文書特定に関して、少年非行事件に関係しない文書が含まれていること、また、文書の授受に関して、家庭裁判所から取得した文書と家庭裁判所へ送付した文書が、ともに家庭裁判所から入手した文書として特定されていることから、文書特定の妥当性について判断する。

ア まず、家事審判規則による嘱託書が本件公開請求④に係る行政文書に該当するか否かを判断する。

(ア) 実施機関は、少年の非行に関する文書として、家事審判規則による嘱託書を特定し、非公開としている。

(イ) しかし、家事審判規則は、家事審判法（昭和22年法律第 152号）により規律される後見開始の審判等の家事審判事件や家事調停事件の手續等に関して定めている。一方、少年の非行事件は、家庭裁判所が管轄するものの、少年法によって規律されている。

(ウ) したがって、家事審判規則による嘱託書は少年の非行に関するものではなく、本件公開請求④に係る行政文書に該当しないことから、当該文書を特定したことは、誤りである。

イ 次に、援助依頼回答書が、本件公開請求④に係る行政文書に該当するか否かを判断する。

援助依頼回答書は、本件公開請求④に係る行政文書として特定されているが、これは、家庭裁判所の照会に対する回答として、家庭裁判所へ送付した文書であることから、本件公開請求③に係る行政文書として特定すべきである。

したがって、当該文書の性格付けを誤ったとは言えるものの、異議申立人の公開請求に対して、該当文書として特定していること自体は、妥当であると認められる。

(2) 次に、当審査会が確認したところ、本件公開請求④に係る行政文書とし

て、実施機関が特定した文書以外にも、実施機関は審判結果通知、少年調査記録及び少年保護事件記録を保管していることが判明したことから、これらが本件公開請求④に係る行政文書に該当するか否かを判断する。

ア 審判結果通知について

審判結果通知は、少年審判規則（昭和23年最高裁判所規則第33号）第37条第2項の規定に基づき、家庭裁判所が少年に関する事件について行った審判の結果を児童相談所長に通知するための文書である。したがって、審判結果通知の名宛人は、児童相談所長であることから、審判結果通知は、実施機関が家庭裁判所から取得した行政文書であると認められる。

イ 少年調査記録について

少年調査記録は、少年審判規則第37条の2第1項の規定に基づき、家庭裁判所から送付される少年調査票その他の参考書類であり、その取扱については、同条第2項により、家庭裁判所の指示に従わなければならないとされている。また、少年調査記録は、同条第3項及び第4項により、保護処分が終了した場合などに家庭裁判所へ返還することが予定されている。

したがって、少年調査記録は、家庭裁判所から送付されるものの、少年の処遇上必要な限りにおいて本市において保管するものであり、家庭裁判所から貸与されたものであることから、実施機関が家庭裁判所から取得した文書とは言えず、本市の行政文書ではないと認められる。

ウ 少年保護事件記録について

少年保護事件記録は、少年法第18条第1項又は第2項の規定に基づき、家庭裁判所から児童相談所へ児童福祉法に基づく措置を相当と認められる事件が送致される場合に、送付される文書である。送致された事件に関して少年の処遇を決定するのは児童相談所であり、また、少年保護事件記録は、家庭裁判所へ返還することは予定されていない。

したがって、少年保護事件記録は、実施機関が家庭裁判所から取得した行政文書であると認められる。

エ 以上のことから、審判結果通知及び少年保護事件記録は、本件公開請求④に係る行政文書として特定すべきである。

(3) なお、上記のほかにも実施機関が特定した文書は、異議申立人の公開請求

に係る行政文書に対応しており、特定誤りはないと認められる。

4 条例第 7条第 1項第 1号該当性について

当審査会は、児童記録の表紙、送致書、援助依頼書、援助依頼回答書、審判結果通知及び少年保護事件記録が条例第 7条第 1項第 1号に該当するか否かを判断する。

(1) 本号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシー権を保護するため、特定の個人が識別され得る情報で通常他人に知られたくないと認められるものについて非公開とすることを定めたものである。

(2) まず、児童記録の表紙が条例第 7条第 1項第 1号に該当するか否かを判断する。

ア 児童記録は、相談受付票、受理会議資料を始め、保護者との面接記録、施設措置及び施設との連絡事項等、各段階で発生した相談援助活動に関する一連の文書を経時的に編綴したものである。児童記録は、これらの文書を保管するために、個々の児童ごとに作成されており、児童記録の表紙には、児童記録という標題及び「名古屋市児童相談所」という名称が印刷され、児童の氏名、生年月日、性別及びケース番号（以下「本件非公開情報」という。）が記載されている。

イ 児童記録の表紙に記載されている本件非公開情報は、児童の氏名等であることから、特定の個人を識別することができるものと認められる。

ウ また、児童記録の表紙には、自閉症等の障害名の記載はないが、児童記録の経過一覧等の記載から、本件非公開情報は、特定された児童記録に係る児童が自閉症であることを示す情報でもあって、特定の個人を識別することができるもののうち通常他人に知られたくないものであると認められる。

エ なお、異議申立人は、非公開情報を除いた表紙を公開してほしいと主張しているが、公開される児童記録の表紙中に高機能自閉症又はアスペルガー症候群と診断されている者に係るものであることを示す情報がないなど、有意な情報はなく、単なる様式を複数枚公開することと実質的に異なるところはないから、印刷された文字部分のみを公開することは、公開請求制度の趣旨を損なうものと認められ、条例第 7条第 2項が適用される事例に該当しないと認められる。

オ したがって、児童記録の表紙は、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当すると認められる。

(3) 次に、送致書が条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当するか否かを判断する。

ア 送致書は、児童福祉法第 27 条第 1 項第 4 号又は第 27 条の 3 の規定に基づき、特定の児童について家庭裁判所の審判に付する等のため、児童相談所から家庭裁判所へ送致するための文書である。

送致書には、児童及び当該児童の保護者の氏名、生年月日、住所等のほか、審判等に付すべき理由、処遇意見等が記載されている。

イ 児童及び当該児童の保護者の氏名、生年月日、住所等は、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないものであると認められる。

また、審判に付すべき理由、処遇意見等は、非行事件の概要や児童相談所が適当と認める処遇について記載したものである。これらは、当該児童の非行事件の内容にかんがみ、児童相談所が家庭裁判所による判断の必要性を認めたものであるとともに、当該児童の素行や家庭環境等に関する情報が詳細に記載されている。これらの情報は、一体として当該児童の機微にわたる私的な情報であり、公にすることにより、当該児童の権利利益を害すると認められる。

ウ したがって、送致書は、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当すると認められる。

(4) 次に、上記 3 (1) イにおいて本件公開請求③に係る行政文書として特定すべきとした援助依頼回答書が条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当するか否かを判断する。

ア 援助依頼回答書は、少年法第 16 条第 1 項の規定に基づき、家庭裁判所が調査、審判のため、児童相談所長に必要な援助を求めたものに対する回答であり、対象児童の氏名、生年月日、住所のほか、家庭裁判所からの照会項目に関して児童相談所が有する当該児童の情報が記載されている。

イ 児童の氏名、生年月日及び住所は、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないも

のであると認められる。

次に、児童相談所から家庭裁判所への援助依頼の回答には、当該児童の相談の受付けから始まって、相談内容、家庭環境等が仔細に記載されている。これらの情報は、一体として当該児童の機微にわたる私的な情報であり、公にすることにより、当該児童の権利利益を害すると認められる。

(5) 次に、援助依頼書が条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当するか否かを判断する。

ア 援助依頼書は、少年法第16条第 1 項の規定に基づき、家庭裁判所が調査、審判のため、児童相談所長に必要な援助を求めるものであり、対象児童について、必要な情報の提供を依頼するものである。援助依頼書には、対象児童の氏名、生年月日、住所のほか、家庭裁判所が援助を求める項目が記載されている。

イ 児童の氏名、生年月日及び住所は、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないものであると認められる。

また、援助依頼の内容は、非行事件について調査、審判の資料とされるものであることから、家庭裁判所から児童相談所へ援助依頼があるということは、少年保護事件の特殊性にかんがみると、非行事件の調査対象になっているという当該児童の機微にわたる私的な情報であるから、援助依頼書は一体として、公にすることにより、当該児童の権利利益を害すると認められる。

ウ したがって、援助依頼書は、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当すると認められる。

(6) 次に、審判結果通知が条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当するか否かを判断する。

ア 審判結果通知には、児童の氏名、生年月日のほか、当該児童の非行事件の内容、審判の結果が記載されている。

イ 児童の氏名、生年月日は、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないものであると認められる。

また、審判結果通知には、当該児童の非行事件の内容、審判の結果が記載されているが、当該児童に関する事件の処分内容を表すものであることから、少年保護事件の特殊性にかんがみ、非行事件の審判対象となっているという当該児童の機微にわたる私的な情報であり、審判結果通知を公開することは、当該児童の権利利益を害すると認められる。

(7) 次に、少年保護事件記録が条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当するか否かを判断する。

ア 少年保護事件記録には、児童の氏名、生年月日、当該児童の保護者の氏名のほか、家庭裁判所における審判の開始決定、審判期日等が記載されているほか、送致書、少年事件送致書、通常逮捕手続書、捜査報告書等の一件書類が綴られている。

イ 児童の氏名、生年月日、職業、本籍及び住所、当該児童の保護者の氏名、生年月日、職業及び住所は、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないものであると認められる。

また、家庭裁判所における審判の開始決定、審判期日等や送致書、少年事件送致書、通常逮捕手続書、捜査報告書等の一件書類は、非行事件について児童相談所に事件を送致するまでの記録が綴られており、当該児童の非行事件の内容にかんがみ、全体として当該児童の機微にわたる私的な情報である。したがって、少年保護事件記録を公開することは、当該児童の権利利益を害すると認められる。

ウ したがって、少年保護事件記録は条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当すると認められる。

5 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成20年 3月14日	諮問書の受理
3月24日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
4月25日	実施機関の弁明意見書を受理
5月 2日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見

	書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
平成21年12月 4日	異議申立人に反論意見書及び意見陳述申出書を提出するように再度通知
平成22年10月12日 (第118回審査会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
11月 9日 (第119回審査会)	調査審議
平成23年 5月11日 (第125回審査会)	調査審議
5月27日	答申